WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 10 月号 | No.10/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

WIPO が特許・技術部門の新たな責任者を任命

米国の Laura Peter が事務局次長に就任

WIPO は、特許・技術部門の新たな戦略責任者を含む、新シニアマネジメントチームを公表しました。

Laura Peter は 10 月 1 日付けで、6 年間の任期を務める事務局次長に就任しました。Peter 事務局次長は、特許協力条約 (PCT) 制度、特許法条約、ブダペスト条約などを管轄します。

また、標準必須特許、営業秘密や特許に関する法的助言、国際特許制度の漸進的な発展を目的とした WIPO サービスやシステム基盤の近代化など技術部門に関連する WIPO のプログラムも統括することになります。

Peter 事務局次長は、特許法、知的財産管理や技術分野において豊富な実務経験を有しています。これまでの経歴には、米国特許商標庁の副長官を務めたことや、ノースカロライナ大学シャーロット校における知



写真: WIPO/Berrod

今月号のその他のトピックス: グローバル・イノベーション・インデックス 2026 年版が公表 - Global IP Assignment Platform 試行プログラムが開始 - WIPO Wallet について - PCT アップデート - 特集: 2026 年ノーベル生理学・医学賞 - 国際予備審査における官庁からの通知書について

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

的財産や技術移転の統括、企業弁護士や法律コンサルタントとしての数多くの実績が含まれます。

Peter 事務局次長は次のように述べています。「アイデアを、人々の生活向上や、経済の発展、そして世界的な課題の解決に寄与する技術へと変革するためには、強固でグローバルな知的財産制度が不可欠です。

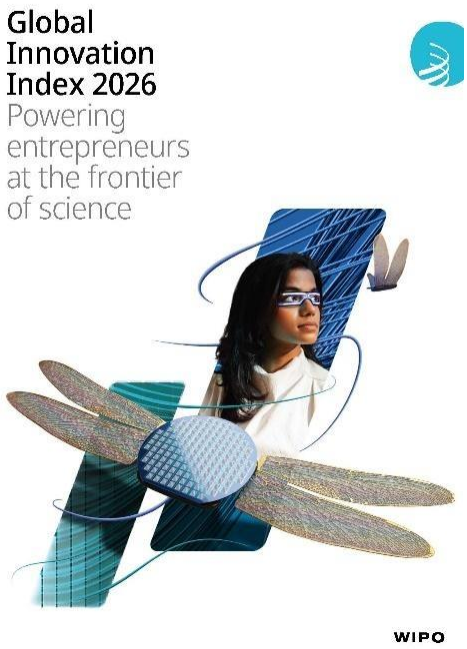
WIPO の優秀なスタッフ、加盟国、知的財産庁、イノベーター、大学や産業界と連携し、WIPO の使命である世界の知財制度強化を推進していくとともに、PCT 制度が高い信頼性と優れた技術基盤を備え、イノベーションと経済成長を効率的に支える制度として今後も発展してくことを期待しています。」

グローバル・イノベーション・インデックス 2026 年版が世界で最も革新的な経済圏を公表

スイスが再び首位を獲得、発展途上国も順位上昇へ

WIPO は、イノベーションの実績に関する年次分析であるグローバル・イノベーション・インデックス (GII) 2026 年版を公表しました。

同報告書は 79 の指標を用いて、139 経済圏のイノベーション・エコシステムを包括的に評価・ランク付けするとともに、世界の主要なイノベーションの動向を明らかにしています。



2025 年と同様、世界で最も革新的な経済圏は依然として、スイス、スウェーデン、米国、韓国とシンガポールでした (訳者注: 日本は 12 位にランクインしました)。トップ 15 に新しくランクインした経済圏はなく、10 位の中国がトップ 30 に入る唯一の中所得経済圏となりました。

インド (本年度 38 位)、ベトナム (43 位)、トルコ (45 位)、フィリピン (52 位)、モロッコ (54 位)、インドネシア (55 位) は、長期にわたり順位を上げており、一方でサウジアラビア (42 位)、カタール (47 位)、モーリシャス (50 位)、ブラジル (53 位)、ヨルダン (60 位)、バーレーン (64 位) も、近年着実に順位を伸ばしています。

本年度の報告書では、ディープサイエンス (先端科学技術) ・アントレプレナーシップが特集されています。これは、先端材料、エネルギー科学、医療技術などの分野におけるスタートアップやスピンアウト企業を対象としたもので、これらの分野では、ソフトウェアやその他のデジタルネイティブ産業に比べて、開発サイクルが長期化しやすく、より多くの資本を必要とする傾向があります。本調査は、こうした企業における特許取得の重要性を浮き彫りにしています。ディープサイエンス系スタートアップの 49%が特許を保有しているのに対し、その他のスタートアップでは保有率はわずか 15%にとどまっています。

GII 報告書の全文やデータの活用については、WIPO ウェブサイトをご確認ください。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO が Global IP Assignment Platform 試行プログラムを開始

新デジタルサービスのプロジェクトが進行中

WIPO は、世界各国の登録済み知的財産権における所有権移転を記録するための、新たなデジタルサービスのパイロットフェーズを開始しました。

Global Intellectual Property Assignment Platform (GIPAP) グローバル知的財産譲渡プラットフォーム (仮訳) は、複数の国や地域の法域にまたがる譲渡申請を、よりシンプル、迅速、かつ低コストで行えるデジタルサービスを提供し、知的財産権の譲渡手続を刷新することを目指しています。本プラットフォームは、クリアリングハウス (一元管理窓口) として機能し、ユーザは一連のガイダンスに従い、複数の知財庁向けの譲渡申請書類の作成、提出、進捗確認を行うことが可能になります。

GIPAP は、連携する知財庁やその他の関係諸機関との広範な協議を経て開発が進められています。詳細は、プロジェクトのウェブページをご確認ください。

WIPO 予納口座 (当座預金口座) が WIPO Wallet へ名称変更

WIPO Wallet が、定期的なサービス利用者向けに簡素化されたデジタル決済を提供

WIPO は、デジタル決済サービスの一部である WIPO 予納口座の名称を変更しました。

WIPO 予納口座は正式に WIPO Wallet となり、PCT 出願関連の WIPO 手数料や、仲裁・調停などのその他のサービスに対する支払いを素早く確実にコスト効率の良い方法で済ませることができます。

WIPO Wallet はスイスフラン建ての予納口座であり、WIPO と定期的に取引を行うお客様の支払いプロセスを簡素化するために設計されています。利用要件は以下のとおりです。

- 初回入金 200 スイスフラン
- 年間 (暦年) 最低 4 回の口座取引

WIPO 予納口座をお持ちの方は特に手続は必要ありません。お客様の口座は WIPO Wallet に自動的に移管されました。口座資金や残高、口座設定は変更なく維持され、決済は全て通常どおり処理されます。

国際事務局の受理官庁へ定期的に PCT 出願する出願人で、WIPO Wallet の口座をまだお持ちでない方は、この機会に口座開設をご検討ください。WIPO Wallet をご利用いただくことで、WIPO への支払いの管理をより簡単かつ効率的に行うことができます。

上級者向け PCT セミナー

WIPO にて毎年行われる上級者向けの PCT セミナーが、2026 年 9 月 30 日と 10 月 1 日に、ジュネーブ本部にて開催されました。

弁理士、パラリーガル、知的財産庁の専門家など PCT の実務経験豊富な参加者が、WIPO 国際事務局の PCT 上級職員とベストプラクティスの再確認、PCT 制度の最新動向や今後の展望について議論を交わしました。本プログラムでは、意見交換や実務経験の共有を促すため、インタラクティブなワークショップや円卓会議が実施されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

主な議論のトピックスには、国際出願における情報提供の要件、情報の開示可能性、国際出願時の宣言の活用、図面の提出要件、受理官庁の選定時における留意点や署名要件などが含まれました。

今年のプログラムでは、中国国家知識産権局 (CNIPA)、日本国特許庁 (JPO)、韓国知識財産処 (MOIP) など、アジアの主要特許庁における国内段階手続に焦点が当てられました。

また、参加者には、DOCX 形式による国際出願など ePCT システムのさまざまな機能について説明が行われ、国際事務局 PCT オペレーション部の見学も行われました。

本セミナーは対面形式のみで開催され、議論の内容は記録されませんでしたが、取り上げられたトピックスの多くは、今後の PCT ニュースレターの実務アドバイスで特集していく予定です。PCT 制度の実務経験豊富なユーザの皆様には、次回の上級者向け PCT セミナーへの参加をお勧めいたします。また、具体的な研修ニーズにつきましては、WIPO までお問い合わせください。

PCT アップデート

KZ: カザフスタン (手数料)
MG: マダガスカル (受理官庁機能)
SY: シリア・アラブ共和国 (官庁名、問い合わせ先)

官庁名:	Directorate of Commercial and Industrial Property Protection (Syrian Arab Republic) 商工業財産保護局 (シリア・アラブ共和国)
所在地とあて名:	Ministry of Economy and Industry General Directorate of Internal Trade and Consumer Protection Rukn Aldeen Facing Ibn Alnafis Damascus Syrian Arab Republic
ウェブサイト:	https://sit.mitcp.gov.sy

(PCT 出願人の手引 附属書 B (SY) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (欧州特許機構)

2026 年 12 月 1 日より、欧州特許庁が行う国際調査について、オーストラリアドル (AUD) で支払う換算額が変更になります。

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EP) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 研修

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付中

WIPO アカデミーが提供するオンラインでのディスタンスラーニングコース（遠隔学習）の特許協力条約入門（DL101PCT）では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT 10 公開言語（訳者注: 日本語を含む）での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 11 月 30 日まで WIPO Academy webpage にて受付中です。

日本語ウェビナー「長年のユーザ企業が語る PCT 活用の本音」の申し込み受付中

WIPO 法務ユーザリレーション部では、WIPO 日本事務所と共に日本語の PCT ウェビナーを準備しています（開催日時: 2026 年 11 月 26 日(木) 午後 2 時～3 時 30 分（日本時間））。パナソニック IP マネジメント株式会社よりゲスト講師をお迎えし、PCT 活用の実務や制度への期待について語っていただきます。参加申し込み時の事前質問欄に、10 月末までにご記入いただいたご質問については、ウェビナー内で紹介させていただく場合があります。ウェビナーの冒頭では、PCT の最新動向をご紹介します。

お申し込みはこちらから。ご参加をお待ちしております。

特集: 注目すべきノーベル賞受賞

ノーベル賞受賞の発見が、イノベーションと特許の新分野を切り拓く

10 月 5 日に発表された 2026 年のノーベル生理学・医学賞は、科学的探究心がいかに現実世界のイノベーションへとつながるかを改めて示しています。

Karl Deisseroth 氏、Peter Hegemann 氏と Georg Nagel 氏は、光（光学技術）を用いて生体（人間の脳を含む）の神経細胞を制御する新技術である、オプトジェネティクス（光遺伝学）の画期的な開発に対し、同等の割合で賞を授与されました。

オプトジェネティクスにより、研究者は神経回路を詳細にマッピングすることが可能となり、幅広い疾患の理解を深め、将来的には治療法の開発につながる可能性があります。こうした多岐にわたる実用的な応用は、基礎科学研究から生まれたものです。

Hegemann 教授は、クラミドモナスと呼ばれる単細胞藻類が、いかにして光を素早く感知し、光に向かって泳ぐのかという長年の謎に興味を抱きました。彼と Nagel 教授は、この藻類から光感受性タンパク質を単離し、それを他の生物の細胞に遺伝子導入することで、光にさらされた際にそれらの細胞が電気信号を発生させることを発見しました。

Deisseroth 教授は、Hegemann 教授や Nagel 教授との共同研究も含め、その成果を基に、現在オプトジェネティクスと呼ばれる手法を開発しました。この手法では、光を用いて神経細胞のオン・オフを切り替えることで、研究者が特定の神経回路の機能を特定できるようになります。

彼らの共同発見は、数多くのイノベーションと特許活動への道を開いています。2026 年 10 月中旬時点で、PATENTSCOPE データベースで「オプトジェネティクス」を検索すると、7,000 件以上の結果が表示され、その中には PCT を通じて出願された 2,000 件以上の国際出願も含まれています。今回のノー

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ベル賞受賞者のうち 2 氏は、数多くの発明において自ら特許出願を行っています。Deisseroth 氏は、主に米国をはじめとするさまざまな国の法域における 142 件の出願で発明者として名を連ねており、Hegemann 氏はそのうち 15 件で共同発明者として名を挙げています。世界の発明者たちは、アルツハイマー病などの神経疾患の治療から、創傷の治癒、坐骨神経痛の緩和、特定の網膜疾患患者の視力回復に至るまで、オプトジェネティクスの多岐にわたる応用可能性について研究を重ねています。

受賞対象となった発見の詳細については、ノーベル賞の公式ウェブサイトをご確認ください。

実務アドバイス

PCT 第 II 章に基づく国際予備審査手続において官庁から通常受け取る通知書について

Q: 出願人が PCT 第 II 章に基づく国際予備審査を請求した際、方式上の欠陥や発明の単一性に関する問題がないと仮定した場合、どのような通知書を受け取ることが予想されますか？

A: 先月号の実務アドバイスでは、PCT 第 II 章に基づく国際予備審査手続の主な特徴について概説しました。国際予備審査は国際段階における任意の手続であり、関連手数料を支払うことで、国際調査の結果が好ましくない場合に国際調査機関 (ISA) の見解書に対して正式に答弁する機会が得られるほか、出願を補正し、その補正内容 (PCT 第 19 条に基づきすでになされた請求の範囲の補正を含む) について審査を受けることが可能な旨を説明しました。

国際予備審査は、国際段階において出願人が国際調査・予備審査機関の審査官とやり取りができる唯一の機会です。ただし、やり取りが可能な期間は限られているため、本手続のメリットを最大限に活かすためには、出願人は、受け取った通知書の内容を精査し、迅速な検討のもと、状況に応じて積極的に対応することが求められます。

受け取る通知書の数や種類は出願ごとに異なりますが、通常、方式上の欠陥が認められない場合には、以下のような通知書が届くことが予想されます。

PCT/IB/368 管轄国際予備審査機関 (IPEA) への国際予備審査請求書の送付の通知書

先月号の実務アドバイスで説明したとおり、国際予備審査の請求は、様式 PCT/IPEA/401 を使用して行います。利用する IPEA が ePCT による直接提出を受け付けていない場合には、ePCT を通じて国際事務局 (IB) 経由で請求書を提出することができます (PCT 規則 59.3)。IB を経由した場合には、必ずこの通知書を受け取るようにしてください。

ごく稀に、特に国際予備審査のために翻訳文が必要となる場合がありますが、その手続は PCT 規則 12.4 に規定されています。

PCT/IPEA/402 国際予備審査請求書の受理通知書
PCT/IPEA/403 予備審査手数料及び取扱手数料の支払に関する通知書

IPEA は、請求書を受理したとき (PCT 規則 61.1(b)) と、所定の手数料 (PCT 規則 57 及び PCT 規則 58) が支払われたか否かについて、出願人に通知します。これらの通知書は通常、請求書の提出後 1 か月以内に発行されます。手数料が支払われるまで国際予備審査は開始されないため (PCT 規則 69.1(a))、限られた期間内に国際予備審査のメリットを十分に活用できるよう手数料は速やかにお支払いください。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT/IB/332 自己が選択官庁とされた旨の通知を受けた選択官庁に関するお知らせ

国際予備審査の請求が効力を生じる指定国は、「選択」官庁と呼ばれます[1]。IB は、選択官庁に対し、その官庁が選択された旨を通知する (様式 PCT/IB/331 を使用、PCT 第 31 条(7)) ほか、出願人に対してもその旨を通知します (PCT 規則 61.3)。

IB は、第 19 条に基づく補正書が提出されている場合には、その写しを IPEA に送付します (様式 PCT/IB/337 に添付)。

PCT/IPEA/408 IPEA 見解書

この通知書は、IPEA が特許性に関する国際予備報告 第 II 章 (IPRP II) を作成するに際し、ISA の見解書に加えて、IPEA としての見解書を別途発行した場合にのみ送付されます。IPEA は、ISA の見解書に対して出願人が行った答弁や補正書を考慮し、さらに追加の見解書を発行することができます (PCT 規則 66.4)。IPEA は、国際予備報告の作成に先立ち、追加の見解書を別途発行する義務はありません。これは、IPEA が IB に対して別段の通知をしない限り、ISA の見解書がそのまま IPEA の見解書とみなされるためです (PCT 規則 66.1 の 2)。

PCT/IPEA/429 出願人との非公式な連絡に関する通知書 - 以下の通知書と併せて
PCT/IPEA/428 出願人との非公式な連絡の記録

IPEA は出願人と非公式の連絡を取った場合、この通知書を発行することができます (PCT 規則 66.6)。

PCT/IPEA/432 補正を考慮しないことの通知書

出願人が補正書又は答弁を提出したものの、IPEA が見解書又は国際予備報告の作成を開始した後にそれらを受理したため考慮に入れなかった場合、IPEA はこの通知書を発行することができます (PCT 規則 66.4 の 2)。

PCT/IPEA/416 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) の送付の通知書 - 以下の通知書と併せて
PCT/IPEA/409 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章)

出願人は、およそ 28 か月後に国際予備審査の結果を受け取ります (PCT 第 36 条、PCT 規則 70 及び 71)。PCT 規則 70 には、国際予備報告とその添付書類 (本報告に添付される差替用紙や書簡) の内容に関する詳細な情報が記載されています。

IPEA は、国際予備報告の写しと優先日から 30 か月後に PATENTSCOPE 上で一般公開される審査関連の書類 (IPEA による見解書、補正書、答弁書や差替用紙など) を、選択官庁に代わって IB へ送付します。出願人は、IB が同報告を受領する前であれば、国際予備審査請求を取り下げることにより、これら審査関連書類の一般への公開を回避することが可能です。

PCT/IB/338 特許性に関する国際予備報告 (第 I 章又は第 II 章) の翻訳文の写しの送付の通知書

IPRP II が英語で作成されていない場合には、IB は、選択官庁のために同報告を英語に翻訳し、優先日から 30 か月の時点でその写しを出願人に送付します (PCT 規則 72.1 及び 72.2)。なお、IB は同報告の

[1] ウルグアイは、PCT 第 64 条(1)(a) に基づきその旨の宣言を行ったため、第 II 章の規定に拘束されません。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

添付書類の翻訳は行わないため、それらの翻訳は出願人の責任となる点にご留意ください。

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいたすべてのトピックスを掲載できるとは限りませんが、ご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY